

大阪湾再生行動計画の中間評価に伴う行動計画の見直しについて(案)

中間評価の概要	行動計画の見直し方針	行動計画の見直しについて	
		既定の計画内容	見直し後の計画内容
II. 大阪湾の水環境の現状			
	※行動計画記載の情報の時点更新【追加】		
III. 大阪湾再生に向けての目標			
(1)質の改善 (p5～9) ○水質改善の指標である「底層 DO、表層 COD」については、現時点では改善傾向がみられていないため、施策を着実に実施していくことが必要である。	現計画のとおり (目標となる水質項目の改善傾向はみられていないが、3年程度の短期間では水質改善効果の発現は難しいと考えられるため、施策を着実に実施していく。)		
(2)場の整備 (p10～12) ○藻場、浅場など順調に整備が進み海域生物の生息場を提供し、計画を達成しつつあるが、かつて存在した藻場等の喪失面積を勘案すると、再生に向けさらなる取り組みが必要と考えられる。 ○自然的な海岸線や臨海部における海に面した緑地は、一部供用が開始されるとともに、行動計画期間内の完成に向け、整備が着実に進捗している。 ○ごみ回収活動は、河川、海域いずれにおいても、多様な主体と連携した活動を継続的、かつ、活発に実施しており、着実に進捗している。	現計画のとおり (着実に実施されており、特に藻場については目標以上の整備などさらなる取り組みも進められている。)		
IV. 目標達成のための取り組み			
2. 陸域負荷削減施策の推進			
(1)陸域負荷の削減に向けた施策 (p13～28)	現計画のとおり(一部変更) (水質総量規制は着実に実施され、汚水処理人口普及率も着実に増加している。)		
①総論 (p13～15) ◎第6次水質総量規制については、環境大臣により総量削減基本方針が策定されるなど、実施に向けた取り組みが着実に進められている。(p13) △合流改善による負荷削減効果把握のため、雨天時の合流式下水道からの越流水質の調査(合流改善前の状況把握のための調査)を実施している。(p15) △排出枠取引など経済的手法の適用を含む集水域全体の費用負担の方法について、協議会を設け検討中である。(p15)	⇒計画の見直し【取り組みの達成】 第6次水質総量規制が開始されるとともに、大阪湾における目標水質に関する中長期ビジョン策定に向けた検討が開始された。 →現在、合流改善事業を各自治体で実施しており、今後も水質調査を継続する予定であることから、行動計画の見直しは必要ない。 →現在、排出枠取引など集水域全体の費用負担の方法について検討中であり、今後も検討を継続する予定であることから、行動計画の見直しは必要ない。	[水質総量規制] (p13) 大阪湾における早急な水質改善のため、水質総量規制制度に基づき各府県が策定する総量削減計画の着実な実施及び事業場に対する総量規制基準の遵守の徹底等を図るとともに、平成16年度に第5次総量規制の目標年度を迎えることから、第6次総量規制の検討を行う。	[水質総量規制] 大阪湾における早急な水質改善のため、水質総量規制制度に基づき平成19年度に各府県が策定した総量削減計画の着実な実施及び事業場に対する総量規制基準の遵守の徹底等を図るとともに、大阪湾の目指すべき水環境の目標とその達成に向けたロードマップを明らかとする閉鎖性海域中長期ビジョンの策定に向け検討を行う。
②下水道事業 (p16～21) ◎下水放流水の水質改善の実証実験については、実証実験結果に基づく効果の整理、問題点・課題の抽出などが着実に実施された。(p19)	現計画のとおり(一部変更) (下水道事業は着実に進められている。) ⇒計画の見直し【取り組みの達成】 下水放流水の水質改善の実証実験については、当初予定の実験が完了し、水質改善効果等が確認されている。	[下水放流水の水質改善] (p19) 下水放流水路等において、水生植物の水面栽培、竹炭等の設置を行うことによる窒素、リンの吸収・吸着等、放流水の水質改善についても検討を進めていく(南大阪湾岸流域下水道北部処理場で実証実験中)。	[下水放流水の水質改善] 下水放流水路等において、水生植物の水面栽培、竹炭等の設置を行うことによる窒素、リンの吸収・吸着等、放流水の水質改善についても検討を進めていく(南大阪湾岸流域下水道北部処理場で行われた実証実験(平成15年度実施)による成果をとりまとめるとともに、技術や成果の有効活用へ向け検討を進める)。
③農業集落排水事業 (p21) ④浄化槽整備事業 (p22) ⑤河川浄化事業 (p23～24) ⑥森林整備事業 (p25～26) ⑦関連事業 (p27～28)	現計画のとおり (下水道以外の陸域負荷削減に向けた施策は着実に進められている。)		

【備考】1) ()内は中間評価報告書(案)の記載ページを示す。

2) 「IV. 目標達成のための取り組み」の「中間評価の概要」については、△:実施中(成果はまだでない)の取り組み、●:実施できていない取り組み、◎:達成された(さらなる取り組みを行う)取り組みを示す。

3) 計画の見直し【新規追加】はオレンジ色で示す。

中間評価の概要	行動計画の見直し方針	行動計画の見直しについて	
		既定の計画内容	見直し後の計画内容
(2)陸域負荷削減施策以外の施策 (p29～31)	現計画のとおり (陸域負荷削減施策以外の施策は着実に進められている。)		
3. 海域における環境改善施策の推進			
(1)水質の改善 (p32～33) ◎微生物利用による底泥浄化に関する実証実験については、実証実験結果に基づく効果の整理、問題点・課題の抽出などが着実に実施された。(p32) △海水の停滞性を解消するための流況制御については、より効果的な技術展開へ向けた検討や実験が進められている。(p32)	現計画のとおり(一部変更) (水質改善のための取り組みは着実に進められている。) ⇒計画の見直し【取り組みの達成】 実証実験のうち、微生物利用による底泥浄化の検討については、当初予定の実験が完了し、成果、問題点・課題を明らかにした。今後、この成果を有効活用していくものとする。 →現在、効果的な技術展開へ向け検討を実施しており、今後も検討を継続する予定であることから、行動計画の見直しは必要ない。	[微生物利用による底泥浄化の検討] (p32) また、底泥への硝酸カルシウムの添加(堺2区北泊地において実証実験を実施中)による微生物活性化など微生物利用についても検討を進める。	[微生物利用による底泥浄化の検討] また、底泥への硝酸カルシウムの添加による微生物活性化など微生物利用についても検討を進める(堺2区北泊地で行われた実証実験(平成15年度実施)による成果をとりまとめるとともに、 <u>技術や成果の有効活用へ向けて検討を進める。</u>)
(2)多様な生物の生息・生育 (p34～37)	現計画のとおり (多様な生物の生息・生育の場の整備は着実に進められている。)		
(3)親水性の向上 (p38～40) ○海に面した緑地は行動計画に示した数量の約24%が整備(低・未利用地を活用した緑化を含む)され、一部供用が開始されている。 △緑化の促進によるパブリックアクセスの向上については今後の検討が必要であるものの、海岸線までの快適なアクセス空間の確保については、企業等との協議により、低・未利用地を活用した緑化の推進へ向けた検討が進められている。(p39) △快適な海辺空間の形成に当っては、美しい国づくり大綱に基づき、関係事業の連携のもと、総合的な取り組みを推進中である。(p39)	現計画のとおり(一部変更) (親水性の向上のための場の整備等は着実に進められている。) ⇒計画の見直し【取り組みの達成(計画変更)】 海に面した緑地のうち、堺泉北港堺第2区で計画していた「暫定利用緑化」(約2ha)が、「基幹的広域防災拠点緑地」(約27.9ha)に変更となった。 →緑化の促進などによるパブリックアクセスの向上は今後の課題として検討を継続する予定であり、行動計画の見直しは必要ない。 →現在、関係事業連携の下、総合的な取り組みを推進中であり、今後も継続する予定であることから、行動計画の見直しは必要ない。	[臨海部における親水性の高い交流拠点や公園緑地の整備] (p38) 臨海部における親水性の高い交流拠点や公園緑地の整備を進める。具体的には、海洋性レクリエーション拠点、市民の憩いの場や環境教育の場として、ポートアイランド(「西緑地」約1km)・・・や堺第2区(「暫定利用緑化」約2ha)、・・・などで海辺空間としての緑地の整備を行う。	[臨海部における親水性の高い交流拠点や公園緑地の整備] 臨海部における親水性の高い交流拠点や公園緑地の整備を進める。具体的には、海洋性レクリエーション拠点、市民の憩いの場や環境教育の場として、ポートアイランド(「西緑地」約1km)・・・や堺第2区(「基幹的広域防災拠点緑地」約27.9ha)、・・・などで海辺空間としての緑地の整備を行う。
(4)浮遊・漂着・海底ごみの削減 (p41～44) △ごみ回収の効率向上のため浮遊ごみ分布予測システム構築等の検討が進められている。(43) ●河口部における浮体式の流況改善施設を活用したごみの散乱防止の検討については、実施方針を含めて今後の取り組み内容の見直しが必要である。(p43)	現計画のとおり(一部変更) (ごみの削減のための取り組みは着実に実施されている。) →現在、浮遊ごみ分布予測システム構築へ向けた検討を実施しており、今後も検討を継続する予定であることから、行動計画の見直しは必要ない。 ⇒【取り組みの実施が困難】 散乱防止や削減に繋がる新たな取り組みについて検討を進めていく。	[流況改善施設を活用したごみの散乱防止の検討] (p43) <u>河口部における浮体式の流況改善施設を活用したごみの散乱防止についても検討を進める。</u>	[流況改善施設を活用したごみの散乱防止の検討] <u>ごみの散乱防止についても検討を進める。</u>
—	新規追加 ⇒計画の見直し【新規追加】 海域での環境改善施策を統合的に実施する取り組みを新規追加。	—	(5)里海の創生 <u>以上のような取組を総合的に実施するとともに、環境省ではモデル海域の選定や現地調査、里海づくりマニュアルを作成することで、多様な魚介類等が生息し、人々がその恩恵を将来にわたり享受できる自然の恵み豊かな豊饒の「里海」の創生を推進する。</u>

【備考】1) ()内は中間評価報告書(案)の記載ページを示す。

2) 「IV. 目標達成のための取り組み」の「中間評価の概要」については、△:実施中(成果はまだでない)の取り組み、●:実施できていない取り組み、◎:達成された(さらなる取り組みを行う)取り組みを示す。

3) 計画の見直し【新規追加】はオレンジ色で示す。

中間評価の概要	行動計画の見直し方針	行動計画の見直しについて	
		既定の計画内容	見直し後の計画内容
4. 大阪湾再生のためのモニタリング			
(1)環境監視のためのモニタリング (p45～48) ◎新しい海洋環境整備船として「Dr.海洋」が建造され、運航時における水質観測が実施されている。(p47)	現計画のとおり(一部変更) (環境監視のためのモニタリングは、実施体制の構築、内容の充実化などが着実に実施されている。) ⇒計画の見直し【取り組みの達成】 新海洋環境整備船「Dr.海洋」が導入され、所定の水質観測が実施されている。	[海洋環境整備船によるモニタリングの実施と新規導入] (p47) このほか、海洋環境整備船の運航時に水温、塩分等水質を連続的に観測するとともに、より詳細な環境調査が実施できる海洋環境整備船の導入に取り組む。	[海洋環境整備船によるモニタリングの実施と新規導入] このほか、海洋環境整備船の運航時に水温、塩分等の水質を連続的に観測する(なお、新たに導入された最新の装備を搭載した海面清掃兼油回収船「Dr. 海洋」(H19 年度導入)においても運航時の連続的な水質調査を実施する)。
(2)環境改善施策の効果の把握等に係るモニタリング (p49～50)	現計画のとおり (施策の効果把握のためのモニタリングは着実に実施されている。)		
(3)市民参加によるモニタリング (p51～52) △大阪湾環境再生連絡会が設置され、市民参加のモニタリングのあり方やモニタリング内容等の実施体制の整備に向けた検討が進められている。(p51)	現計画のとおり (市民によるモニタリングは着実に実施されている。) →現在、市民参加モニタリングについて実施体制の整備に向けた検討を実施しており、今後も検討を継続する予定であることから、行動計画の見直しは必要ない。		
(4)大阪湾における汚濁機構をより詳細に解明するためのモニタリング (p53～54) △大阪湾湾奥部の中でも特に閉鎖性の強い海域を対象に、行政機関、学識経験者等の連携による調査体制が整備され、汚濁現象や水質変化メカニズムをより詳細に把握するとともに、これらの現象の解明へ向けて調査・研究が推進されている。(p53) △汚濁機構解明のために連続データ取得や海洋短波レーダーでの広域的なデータ取得のモニタリング手法について検討した。(p53) ◎閉鎖性海域の水質汚濁機構解明のための水質シミュレーションモデルの開発については、一定の成果が得られた。(p53)	→現在、汚濁現象のより詳細な把握や水質変化メカニズム解明へ向けた調査・研究を実施中であり、今後もこれらの調査・研究を継続する予定であることから、行動計画の見直しは必要ない。 →現在、汚濁機構解明のためのモニタリング手法について検討中であり、今後も検討を継続する予定であることから、行動計画の見直しは必要ない。 ⇒計画の見直し【取り組みの達成】 閉鎖性海域の水質汚濁機構解明のための水質シミュレーションモデルの開発については、一定の成果が得られた。	[水質シミュレーションモデルの開発] (p52) 環境省では、大阪湾の水質汚濁機構を解明するために、底泥からの栄養塩類の溶出や沿岸域における地形改変などの影響を考慮した水質シミュレーションモデルの開発に取り組む。	[水質シミュレーションモデルの開発] 環境省では、大阪湾の水質汚濁機構を解明するために開発した(底泥からの栄養塩類の溶出や沿岸域における地形改変などの影響を考慮した)水質シミュレーションモデル(平成18年度完成)を使用して、水質改善へ向けた今後の対策の方向性について検討を行う。
(5)情報の共有化及び発信 (p55～56)	現計画のとおり (情報の共有化・発信のための取り組みは着実に実施されている。)		
5. アピールポイントにおける施策の推進 (p57～61)			
	現計画のとおり (アピールポイントの改善後のイメージ達成に向けた取り組みは着実に進められ、約 1/3 のアピールポイントで概ね達成されている。)		
6. 実験的な取り組み (p62)			
△以下については、実験的な取り組みとして実施されている。(p62) ・効率的・効果的な改善手法の検討 ・環境改善技術・産業の集積	現計画のとおり (多くの取り組みが施策として実施されている。) →現在、実験的な取り組みとして実施中であり、今後も引き続き実施する予定であることから、行動計画の見直しは必要ない。		

【備考】1) ()内は中間評価報告書(案)の記載ページを示す。

2) 「IV. 目標達成のための取り組み」の「中間評価の概要」については、△:実施中(成果はまだでない)の取り組み、●:実施できていない取り組み、◎:達成された(さらなる取り組みを行う)取り組みを示す。

3) 計画の見直し【新規追加】はオレンジ色で示す。

中間評価の概要	行動計画の見直し方針	行動計画の見直しについて	
		既定の計画内容	見直し後の計画内容
V. 今後の取り組み	新規追加 ⇒計画の見直し【新規追加】 中間評価や市民等からの意見を反映し、新たな取り組みを追加する。	[V. 今後の取り組み] 1. 行動計画策定後のフォローアップ (中略)	[V. 今後の取り組み] 1. 行動計画策定後のフォローアップ (中略) 2. 新たな取り組み ○大阪湾再生や大阪湾再生行動計画に関する広報の強化 ○大阪湾の水環境改善へ向けた効率的、効果的な施策等の検討

【備考】1) ()内は中間評価報告書(案)の記載ページを示す。

2) 「IV. 目標達成のための取り組み」の「中間評価の概要」については、△:実施中(成果はまだでていない)の取り組み、●:実施できていない取り組み、◎:達成された(さらなる取り組みを行う)取り組みを示す。

3) 計画の見直し【新規追加】はオレンジ色で示す。